

# 日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

## 「新型コロナウイルス 感染防止対策の継続支援」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一  
 日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第5153号 長岡俊広  
 日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美

参考資料：2021年9月28日 厚生労働省医政局総務課 事務連絡「感染防止対策の継続支援」の周知について  
 2021年9月28日 厚生労働省保険局医療課 事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）」  
 2021年9月28日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 事務連絡「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」  
 2021年10月7日 厚生労働省医政局 通知「令和3年度 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付について」  
 2021年10月7日 厚生労働省医政局総務課 事務連絡「令和3年度 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付について」  
 2021年10月7日 厚生労働省保険局医療課 「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金に関するQ & A」

資料No.20211008-1149

本資料は、2021年10月7日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです  
 が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接  
 または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

## 資料のポイント

- 新型コロナウイルス感染症感染防止対策の、**かかり増し経費について支援方法が変更**されます。
- 2021年9月30日までの**診療報酬の加算による特例的な評価方式**から、**補助金による直接支援（上限付きの実費補助）**に変更されます。
- 補助金の対象は2021年**10月1日から12月31日までの経費**です。
- 申請方法は、電子申請システム**を利用し、**11月1日に専用サイトが開設される予定**です。
- 申請の期限は、2022年1月末日です。
- 補助金の対象経費は、新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策に要する経費です。
- 申請に領収書等は必要ありませんが、**証拠書類は5年間の保管**が求められています。
- 小児外来に対する感染対策加算は予定通り**10月より半額で継続**されます。
- 新型コロナ患者への診療**に対する診療報酬上の特例的な対応が**拡充**されています。

# 感染防止対策支援のこれまでと今後(全患者)

【感染症対策実施加算(全患者対象)】 ← **加算は廃止**

2021年9月30日まで  
**診療報酬への加算**

入院	診療報酬	+	入院感染症対策実施加算 (10点/1日あたり)
外来	診療報酬	+	医科外来等感染症対策実施加算 (5点/1回あたり)
調剤薬局	調剤報酬	+	調剤感染症対策実施加算 (4点/1回あたり)

加算から補助金へ

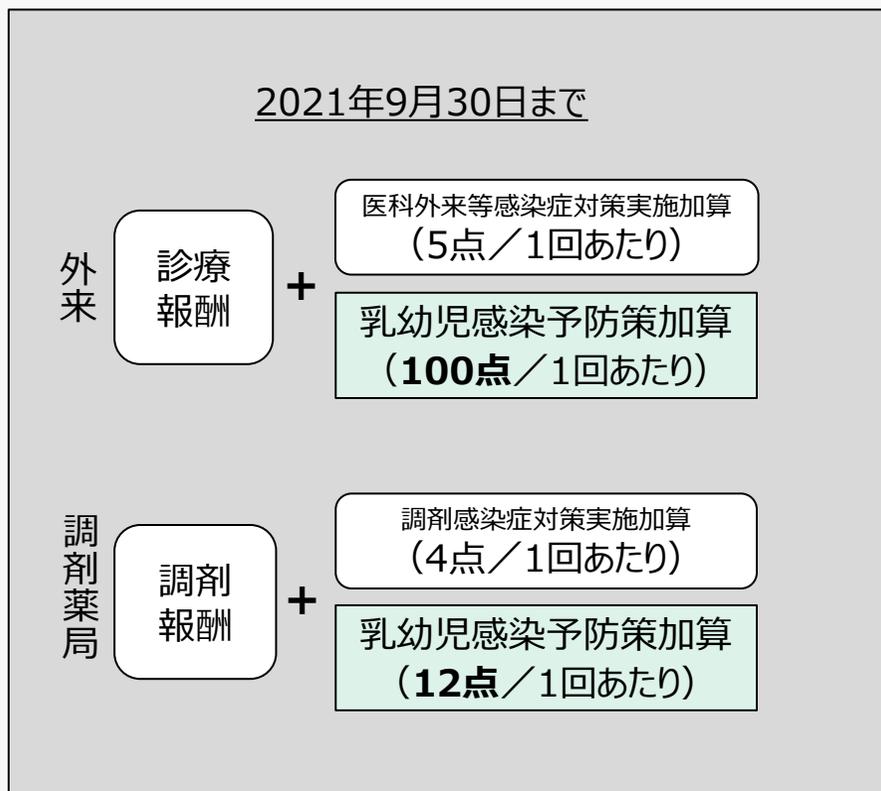
2021年10月1日より12月31日まで  
**補助金による実費支援**

対象は期間中の感染防止対策にかかる費用

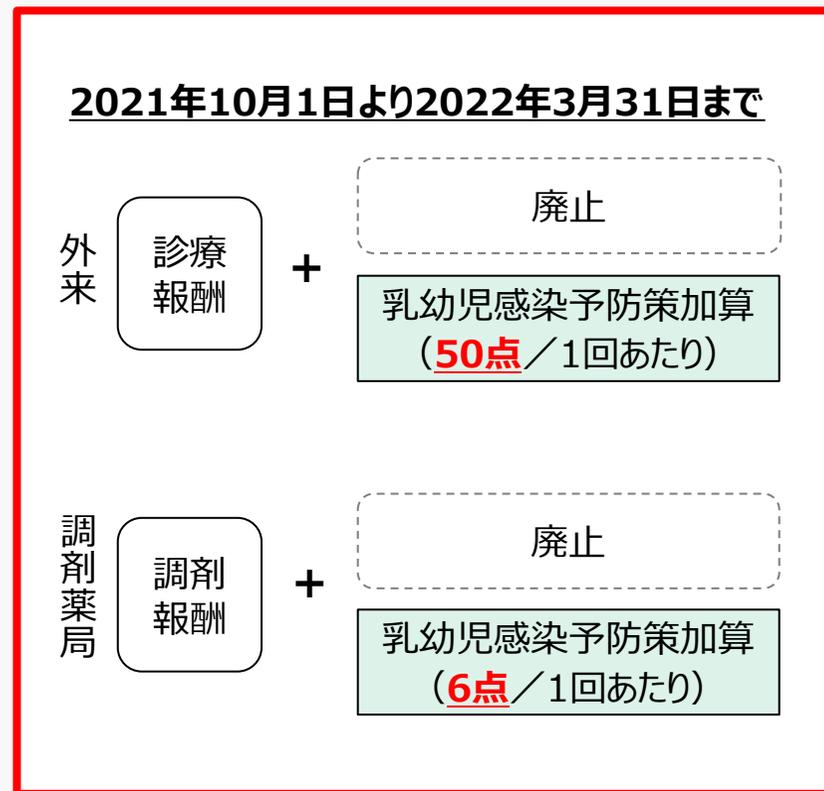
病院・有床診療所	<u>10万円上限</u>
無床診療所	<u>8万円上限</u>
薬局	<u>6万円上限</u>

# 感染防止対策支援のこれまでと今後(6歳未満)

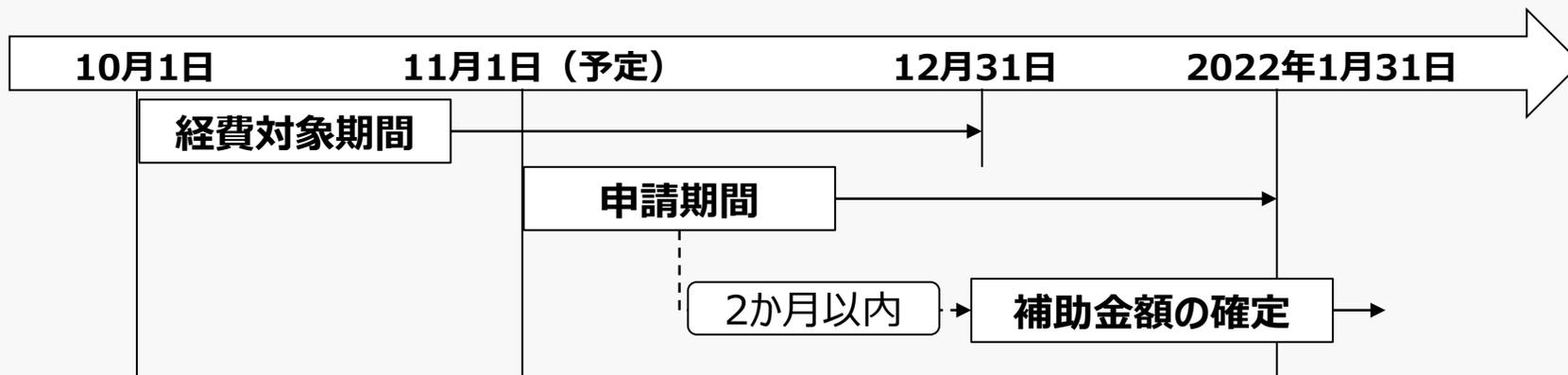
【小児外来の診療報酬の特例(6歳未満の乳幼児)】 2022年3月末まで継続



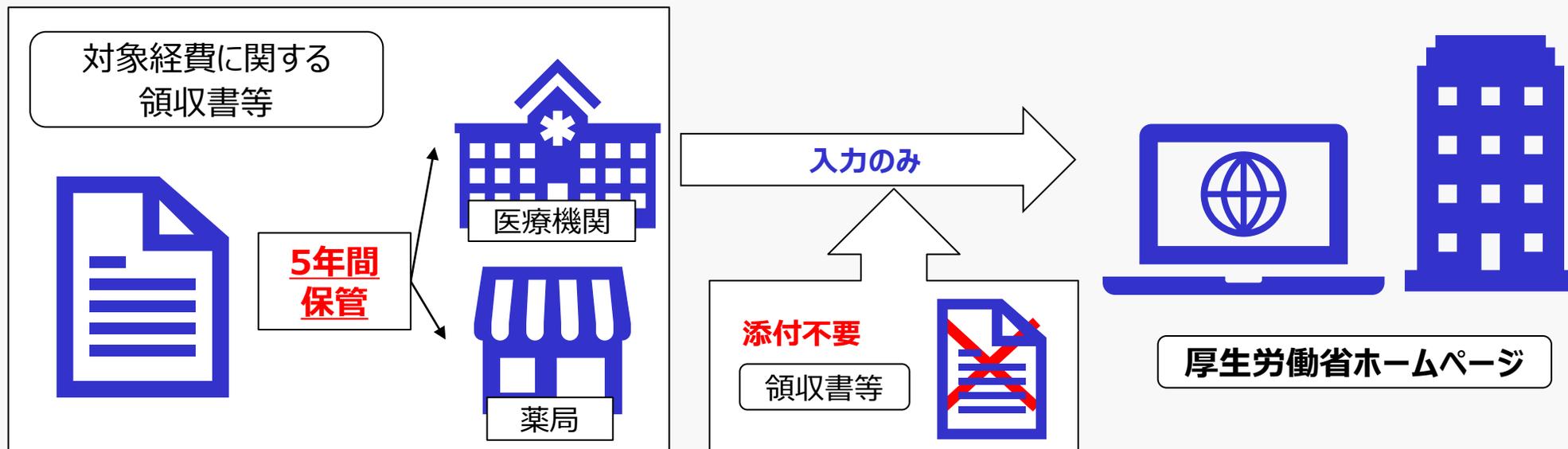
乳幼児の加算は半額とし継続



# 補助金確定までのスケジュール



## 証拠書類(領収書等)の取扱いについて



# 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金に関するQ&A

## 補助対象の経費内容について

**Q. どのような経費が補助対象となるのでしょうか。** 認められるかかり増し費用とは……

A. 従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除くものが補助対象です。

補助対象となるもの	
賃金	委託料
報酬	使用料及び賃借料
謝金	備品購入費
会議費	旅費
需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）	
役務費（通信運搬費、手数料、保険料）	

感染症対策のために、新たに生じた賃金等の経費が対象です

- ・施設内の清掃委託
- ・洗濯委託・消毒委託
- ・検査委託
- ・感染性廃棄物処理委託
- ・レイアウト変更のための委託費用 等

## 購入価格の上限

**Q. 対象になる機器・備品 1 台の購入価格に上限はありますか。**

A. 補助の対象となる機器・備品 1 台の購入価格に上限は定めていません。

※ 対象医療機関等の区分ごとの補助対象経費の上限額は決まっています。

# 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金に関するQ&A

## 購入できる機器の具体例

**Q. 入院患者のオンライン面会等のためのWi-Fi環境の整備等に要する費用も、対象となりますか。**

A. 新型コロナウイルス感染症により入院患者と家族等の面会が制限されている中、医療機関において入院患者等が利用できるWi-Fi環境の整備等の費用については、本事業の補助対象となります。

目的（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止）に合致するものならば、空気清浄機や紫外線殺菌照射装置などを、感染拡大防止の目的で購入することができます  
機能（一般用、または医療用）での補助対象の適否を設けずに、幅広い対応が行われます

## 補助の期限・申請期間について

**Q. 補助の対象にかかる期限はありますか。**

A. 2021年10月1日から2021年12月31日までの期間となります。  
新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大の防止対策に要する経費です。

**Q. 申請期間の期限・申請回数にはありますか。**

A. 申請期限は、2022年1月31日までです。申請回数は、各施設につき1回のみ申請ができます。

**Q. 購入した物品の領収書等、支出した費用がわかる証拠書類は必要ですか**

A. 申請書類に購入した費用の金額を入力すれば、証拠書類等の**提出は不要**です。  
ただし、領収書等の証拠書類は、医療機関において**交付決定から5年間の保管をする必要**があります。

# 新型コロナ患者の診療に係る診療報酬上の特例的な対応の拡充 (9月28日適用)

## 外来

- 感染疑い患者への外来診療の特例拡充 **<2022年3月末まで>**  
 院内トリアージ実施料の特例300点→**550点**  
 ※ 診療・検査医療機関に限定、自治体HPでの公表が要件

- コロナ患者への外来の特例拡充  
 コロナプリーブ投与の場合 :950点→**2,850点(3倍)**  
 その他の場合 :**950点**

コロナプリーブ投与とは、「抗体カクテル療法」を指します。

**Q. 院内トリアージの実施料の特例について(事務連絡Q&Aより要約)**  
 「診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されている保険医療機関」とは？

**A.** 診療・検査医療機関として、自治体のホームページで公表されている保険医療機関をいう。  
 2021年10月31日までは、医療機関HP等における公表でも可。

# 新型コロナ患者の診療に係る診療報酬上の特例的な対応の拡充 (9月28日適用)

## 在宅

- 自宅・宿泊療養者への緊急の往診の特例拡充
  - コロナプリーブ投与の場合 : 950点 → **4,750点(5倍)**
  - その他の場合 : 950点 → **2,850点(3倍)**

### Q. 自宅・宿泊療養者への特例について(事務連絡Q&Aより要約)

救急医療管理加算1の100分の300に相当する点数(2,850点)は、往診料または在宅患者訪問診療料を算定するごとに算定できるか？

- A. 患者に主として診療を行っている保険医が所属する1つの医療機関において1日につき1回算定できる。  
また、同一患家での自宅・宿泊療養者を診察した場合、2人目以降について往診料を算定できない場合においても加算(2,850点)は算定できる。

# 新型コロナ患者の診療に係る診療報酬上の特例的な対応の拡充 (9月28日適用)

## 調剤

- 自宅・宿泊療養者への緊急の訪問/電話等による服薬指導への特例拡充  
(訪問:**500点**、電話等:**200点**)

薬剤服用歴管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料との併算定はできません。

- 自宅・宿泊療養者の服薬状況の医療機関への文書による情報提供の特例  
(30点(月1回まで)→**算定上限撤廃**)

### Q. 薬剤服用歴管理指導料の加算との併算定について(事務連絡Q&Aより要約)

保険医の求めにより緊急に薬剤を配送し、必要な薬学的管理指導を実施した場合、薬剤服用歴管理指導料に係る加算や在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の加算は算定できるか？

- A. 要件を満たしていれば薬剤服用歴管理指導料の加算の算定は可能。  
(指導料自体は算定不可。また、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料に係る加算は算定できない。)



日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける  
テーマ別  
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧  
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

**会員特典1** メールマガジンの受信

**会員特典2** 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>